

都市計画博物館の決定について

平成29年6月23日

都市計画による位置付け

●都市計画法第11条（都市施設）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

- 第11条の1 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 第11条の2 公園、緑地、広場、墓園、その他の公共空地
- 第11条の3 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 第11条の4 河川、運河その他の水路
- 第11条の5 学校、図書館、研究施設**その他の教育文化施設**
- 第11条の6 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 第11条の7 市場、と畜場又は火葬場
- 第11条の8～14（略）

博物館は第11条の5の「その他の教育文化施設」に含まれる

都市計画に定める事項

都市計画法第11条第2項

- ◆ 都市施設の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **博物館**
- ◆ 都市施設の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **市立鳥羽歴史博物館**
- ◆ 都市施設の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **鳥羽市鳥羽三丁目**
- ◆ 都市施設の面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **約3,700㎡**

※その他教育文化施設の場合は、以上の4項目を定める。

都市計画審議会は、都市計画に定める事項に関して審議を行う。

都市計画決定における効果

●都市計画決定を行った場合

計画決定を行った土地において、建築等の制限が係り、建築しようとする場合は、市長の許可が必要となる。

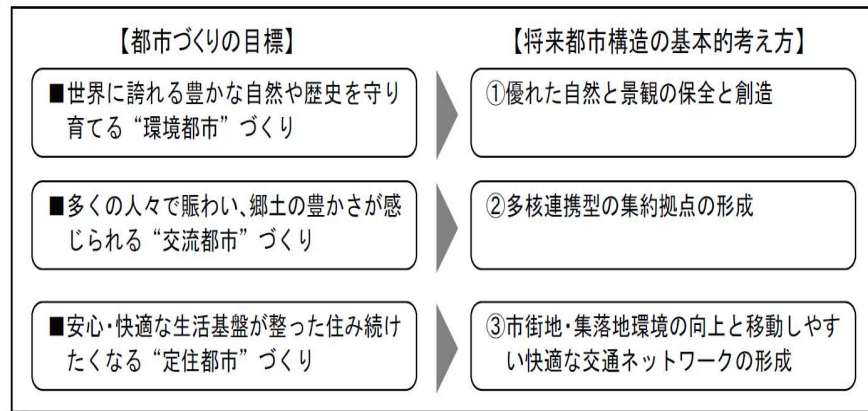
●都市計画法59条による都市計画事業認可を取得した場合

- ◇ 土地等の収用又は使用が可能
- ◇ 都市計画事業の整備に対し、都市計画税の充当が可能

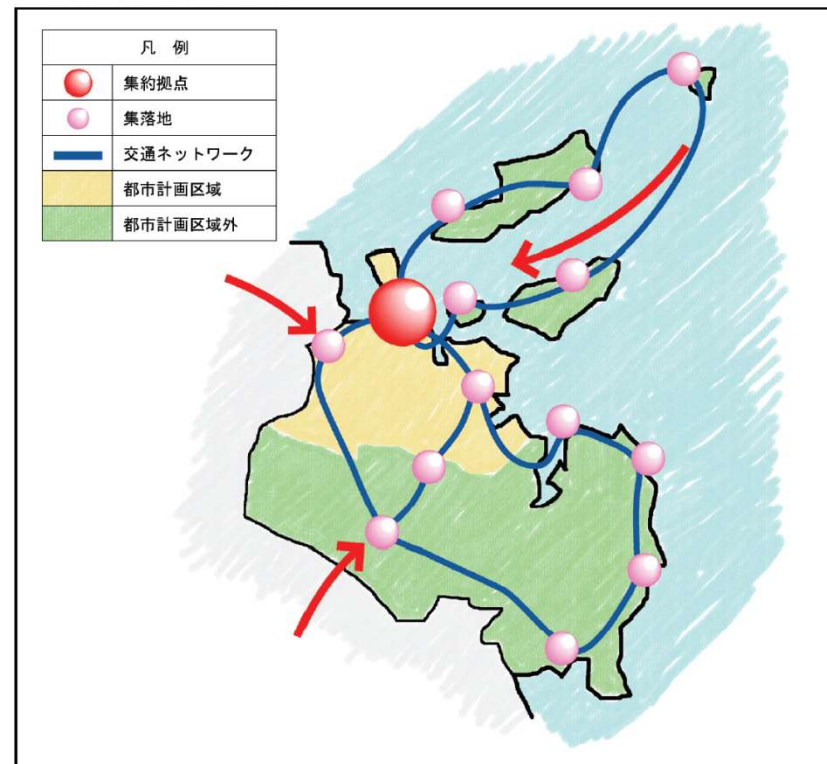
都市マスタープランとの整合性①

● 将来都市構造の基本的な考え方

優れた自然と景観の保全・創造、多核連携型の集約拠点の形成、市街地・集落地環境の向上と移動しやすい快適な交通ネットワークの形成を基本とし、拠点・集落が連携する集約型都市構造の実現を目指す。



<集約型都市構造の概念図>



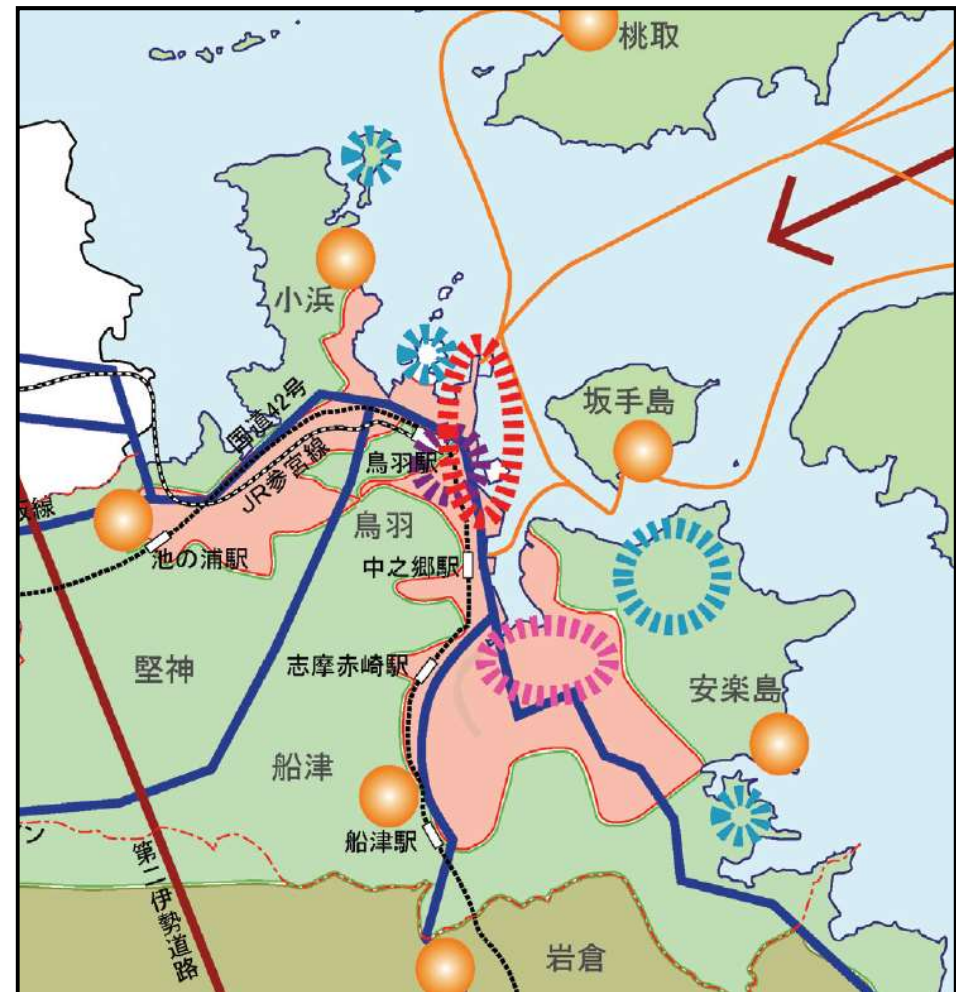
都市マスタープランとの整合性②

- 将来都市構造の基本的な考え方を踏まえ、都市構造を構成する拠点を以下に設定している。

■将来都市構造の設定

名称	内容
広域交流拠点	本市の玄関口である鳥羽駅周辺を、賑わいと活気のある広域交流拠点と位置づけ、アクセス機能や観光交流機能等を強化します。
市民生活拠点	大規模商業施設や商工会議所、市民の森・鳥羽中央公園一帯を、本市の市民生活拠点と位置づけ、商業・業務機能をはじめ、教育・文化、生涯学習、スポーツ・レクリエーション機能等を強化します。
産業拠点	第二伊勢道路インターチェンジ周辺の松尾工業団地を地域雇用の受け皿となる産業拠点と位置づけ、周辺環境と調和した企業誘致を推進します。
歴史・文化拠点	鳥羽城跡を中心とした市街地を歴史・文化拠点と位置づけ、港町・城下町としての個性豊かな歴史・文化を活かしつつ、まち並みの修景整備と生活環境を高めていきます。
観光・レクリエーション拠点	本市の優れた観光・レクリエーション資源周辺を観光・レクリエーション拠点と位置づけ、観光資源の魅力を維持・向上するとともに、各拠点での滞在性や相互の回遊性を高めます。

将来都市構造図



都市マスタープランとの整合性③

● 土地利用の方針

<市街地の区域>

- ・ 都市計画区域を中心に、既に市街地を形成している区域、およびその周辺の市街化が見込まれる区域については、今後、計画的に市街化を促進する「市街地の区域」として位置づけます。

【商業地】

②歴史・文化商業地区（城下町の歴史的まち並み～市役所周辺の商業・近隣商業地域）

- ・ 広域商業地区に隣接する市役所周辺では、港町・城下町の歴史・文化が残る個性豊かな市街地を形成するため、地域特性との調和に留意した都市基盤施設の充実を行い、まちなか居住を促進します。
- ・ 交流拠点としての賑わいの創出や定住の促進をめざし、魅力ある飲食・店舗の立地誘導や散策・回遊できる環境整備を推進します。
- ・ 地域の歴史性と調和したまちづくりを推進するため、歴史的な建造物の保全と活用、まち並み景観の魅力向上とともに、大規模集客施設の立地を抑制する特別用途地区^{*}の指定を検討します。

計画案の縦覧

都市計画法第17条

- 1 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

縦覧結果

- ◆ 縦覧期間 平成29年4月17日～平成29年5月1日
- ◆ 縦覧場所 市役所建設課、教育委員会事務局
- ◆ 縦覧者数 0人
- ◆ 意見提出者数 0人

※縦覧の周知方法
市公告、市広報4月1日号、市ホームページ